

松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市に競争入札の参加申請をし、松戸市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者(以下「登録業者」という。)について、事業所の所在、営業活動の実態等を調査し、適正な契約履行能力のある登録業者と契約を締結するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 登録業者とは、ちば電子調達システムで資格要件の審査基準に基づき認定された業者をいう。

2 本店又は本社(以下「本店等」という。)とは、建設業にあつては、「主たる営業所」として建設業法(昭和24年法律第100号)第5条の規定による許可を受けている事務所をいう。建設業以外にあつては、総務、経理、人事等を扱う本店機能を有する事務所をいう。

3 支店又は営業所(以下「支店等」という。)とは、建設業にあつては、建設業法の規定による許可を受けている事務所をいう。建設業以外にあつては、本店等から委任状が提出され、見積り、入札、契約締結等に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(調査対象)

第3条 登録業者(随時申請業者を含む。)を調査の対象とする。

(本店等及び支店等の要件)

第4条 本店等及び支店等として備えなければならない要件は、次のとおりとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

ア 事務所は事業用の建物であり、登記事項証明書等で確認できること。賃貸住宅の場合は、賃貸借契約書等を確認できること。(兼用住宅の場合、居住部分と事業用部分が完全に分離していること。)

イ 本店等又は支店等を松戸市内に所在地登録している登録業者は、松戸市税を滞納していないこと。

ウ 契約に使用する契約印、事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び固定電話、ファックス等の通信機器、複写機等その他の事務用機器が専用に具備されていること。(ただし、固定電話、ファックス等が常時不在で他店舗等に転送になっている場合又は取り次ぎや連絡員のみを

配置している場合は原則として不可とする。)

エ 事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。

オ ちば電子調達システムにアクセスし入札に参加できる要件が整備されていること。

カ 事務所の公共料金（電気、ガス、水道、電話等）の支払いが、本店等又は支店等の名義でされていること。

キ 事務所が単なる社員等の自宅、若しくは住居又は他の業者の事務所と兼用されていないこと。

ク 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿等を備えていること。

ケ 建設業にあつては、許可標識及び建設業法第40条の3に規定する帳簿類が備え付けられていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。

ア 本店等又は支店等の代表者等（以下「責任者等」という。）の勤務実態があり、原則として常駐していること（常に連絡を取れる体制にしておくこと）。

イ 責任者等の住所が通勤可能な距離であり、住民票等で確認できること。

ウ 責任者等が本店等又は他の支店等の責任者等と兼務になっていないこと。

エ 建設業にあつては、次の事項にも該当すること。

（ア）経營業務の管理責任者は、資格要件を登記事項証明書等で確認できること。

（イ）建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任で配置されていること。

（ウ）専任技術者の住所が通勤可能な距離であり、住民票等で確認できること。

（エ）専任技術者が本店等又は他の支店等の専任技術者と兼務になっていないこと。

2 前項の要件について、個人事業主は、市長が認めた場合この限りでないものとする。

（調査項目）

第5条 次の項目のうち、必要な事項について調査を行うものとする。

（1）営業活動を行う所在地

（2）営業活動の実態

- (3) 責任者等又は受任者の在勤状況
- (4) 従業員の恒常的雇用状況関係の有無
- (5) 納税状況
- (6) 技術者の資格及び恒常的雇用関係の有無
- (7) 資材置場及び建設資機材等の状況
- (8) 建設業法に基づく建設業の許可及び帳簿の備付の状況
- (9) 事務又は営業活動に必要な機器等の備付の状況
- (10) 暴力団等の介入の有無
- (11) その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

(調査方法)

第6条 調査方法は、市が登録業者の実態を確認する上で必要と認めたとときに、原則として次により行うものとする。

- (1) 調査は、入札参加資格審査申請書等または調査票（第1号様式）を基に契約を主管する課等の職員が行い、必要に応じ契約履行を主管する課等の職員とともに行うものとする。
- (2) 調査は原則として、登録業者に対し予告をせずに行うものとする。
- (3) 前条に規定する調査項目について、本店等又は支店等を訪問し現場の確認、登録業者の聞き取り調査、関係資料の確認等を行う。また、必要に応じ、関係資料の写しの提出を求めることがある。

(報告)

第7条 実態調査を実施したときは、実態調査報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）により契約を主管する課長に報告するものとする。

(調査結果)

第8条 市長は、報告書により改善を要すると認めたと認められた登録業者に対して、調査結果通知書（第3号様式）により調査結果を通知する。改善を要しないと認められた登録業者に対しては、通知しない。

2 前項の規定により通知をした登録業者に対し、改善をした結果を文書にて市長が定める期日までに報告させるものとする。

(再調査)

第9条 前条第2項の規定により、登録業者から改善をした結果について文書による報告があった場合には、速やかに再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。ただし、改善内容が軽易であると判断した場合には再調査は行わない。

(審査会への付議)

第10条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、松戸市建設工事等入札参加業者資格審査会（以下「審査会」という。）に入札参加

有資格者の停止について付議するものとする。

- (1) 調査に対して、非協力的であると判断した者
- (2) 第8条第1項の規定により改善するよう通知を受けたにもかかわらず、同条第2項で定める期日までに改善をした結果を報告しない者
- (3) 改善がなされないと判断した者

(入札参加有資格者停止)

第11条 前条の規定により、審査会が入札参加有資格者停止と判断した場合は、資格を停止された業者は入札参加有資格者停止期間中に市が執行する入札等に参加することができない。

2 前項の入札参加有資格者停止期間は、審査会において決定するものとする。

3 入札参加有資格者停止期間中に調査に協力し改善が認められた場合、審査会へ付議のうえで、入札参加有資格者停止を終了することが出来る。

(通知)

第12条 市長は、当該登録業者に前条第2項の規定により入札参加有資格者停止期間が決定した場合は、文書により入札参加有資格者停止期間通知書（第4号様式）にて通知するものとする。ただし、前条第3項の規定による改善が認められた場合は、当該登録業者に入札参加有資格者停止期間解除通知書（第5号様式）を通知するものとする。

(庶務)

第13条 この要領に定める事務処理については、契約を主管する課において行う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

事務所に係る調査票

年 月 日

商号・名称	
所在地	
(立会い人)	役職名
	氏名
松戸市	
契約を主管する課	担当者名
主管課	担当者名

事務所の概要	事務所形態	専用・兼用の区分	<input type="checkbox"/> 専用	・事務所は何と兼用しているか <input type="checkbox"/> 住宅 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ） ・事業用部分とその他部分は分離しているか <input type="checkbox"/> 分離 ・ <input type="checkbox"/> 非分離 ・賃貸借契約書の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 兼用	
	看板の有無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
事務用什器	固定電話（ 台） 事務用机・椅子（ 組） パソコン（ 台、内ちば電子調達システム入札用 台） プリンタ（ 台） FAX（ 台） 契約印（有・無）			

常勤の職員	職員氏名	役職	職種	雇用形態	備考

- 1 役職は、「支店長」「営業部長」等を記入し、役職のない方は未記入とする。
- 2 職種は、「事務」「技術」「その他」のいずれかを記入し、「技術」と記入した場合は、備考に専門部門を、「その他」と記入した場合は、具体的に仕事内容を記入すること。
- 3 雇用形態は、「正社員」「臨時職員」「パートタイマー」の別を記入すること。

確認事項（下記の事項は必要に応じ確認するものとする）

- ・入札参加資格申請書等に添付された事業所の概要（上記の内容がわかる部分）がわかる写真と現地の状況の整合性
- ・事務所の登記事項証明書又は賃貸借契約書
- ・法人市民税又は市県民税の領収書の写し（最新分）
- ・光熱水費通話料の支払いがわかる会社名義の領収書の写し（最新分）
- ・責任者等の住所がわかる書類（住民票・健康保険証の写し等）
- ・法人の登記事項証明書
- ・建設業にあっては、技術者の住所がわかる書類（住民票・健康保険証の写し等）許可標識の写し（写真可）及び建設業法第40条の3に規定する帳簿類のわかる写真

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

調 査 結 果 通 知 書

商号・名称 _____ 様

松戸市長

年 月 日、松戸市入札参加有資格者実態調査に基づき調査をした
ところ改善を要する事項がありましたので報告します。

記

1 事務所の実態

2 技術者等の実態

改善をした結果を、年 月 日までに契約を主管する課へ文書
（任意様式）にて報告して下さい。

以上

年 月 日

入 札 参 加 有 資 格 者 停 止 期 間 通 知 書

商号・名称 _____ 様

松戸市長

貴社において、松戸市入札参加有資格者実態調査に基づき調査をしたところ登録業者として、調査項目に改善を要すると認められたため、松戸市建設工事等入札参加業者資格審査会において入札参加有資格者停止が下記により決定いたしましたので、通知します。

なお、調査項目を改善された場合は直ちに報告をして下さい。

記

- | | | | | |
|---|---------------|---|---|-----|
| 1 | 入札参加有資格者停止決定日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 入札参加有資格者停止期間 | 年 | 月 | 日から |
| | | 年 | 月 | 日まで |

以上

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

入 札 参 加 有 資 格 者 停 止 期 間 解 除 通 知 書

商号・名称 _____ 様

松戸市長

年 月 日に入札参加有資格者停止期間通知書を通知したところ
ですが、調査項目に改善が認められたため 年 月 日をもって入
札参加有資格者停止期間を解除いたします。